

カーボンフットプリント制度試行事業口 意見公募結果報告書

報告日	2011年10月17日				
意見公募実施期間	2011年8月11日 ~ 2011年8月17日				
PCR原案受付番号	PDE-104				
製品の属する分類	羽毛(中間財)				
計画実施事業者等 (本報告書作成者)	河田フェザー株式会社				
意見番号	NO.	該当項目	御意見の内容	御意見の理由	御意見に対する考え方
1	5-1	算定の単位	算定単位は販売単位または年間生産量の方がよい	表示単位は単位重量あたりでよいが、算定の中から単位重量あたりにするのは適切ではない。	販売形態が量り売りであることから、単位重量(1kg)あたりを算定単位とします。
2	5-2	ライフサイクル段階	ライフサイクル段階は原材料調達段階に纏めた方がよいのではないかと。	羽毛を用いた製品の製造(布団等)が生産段階になった方が、川下のPCRで引用されやすいのではないかと。	ご意見の通り、原料調達段階の中でまとめている中間財PCRが多い模様です。しかし意見番号3にある様に中間財でも結局は2つのステージが存在し、そのうち加工製造を行う工程には生産段階のルールが摘要されるべきことを考慮して、このPCRではあえて対象を2つの段階に分けたいと思います。
3	5-2、6-1、附属書A(規定)	ライフサイクル段階 ライフサイクルロー図	羽毛は原案どおり「中間財」であり、「最終消費財」である「衣料品」、「寝具」等の「生産段階」に投入されるものである。従って、LC段階は「原材料調達段階」に位置するものであり、そのなかで、「羽毛の原材料調達段階」、「羽毛の製造段階」の2つのサブステージに分けて整理するとよい。	サブステージを設けることは、有効な手段だが、その場合にも“名称”を変えないと(生産がダブらないように製造とする)引用等で混乱する。PCR「PA-BC:プラスチック製容器包装」を参照。	上記の通り、原料調達段階と生産段階の2段階として分けたいと思います。
4	6-2	データの収集範囲	「最終消費財のライフサイクル全体のGHG総排出量に対する寄与が大きいプロセスは一次データの収集を基本とする。最終消費財の…寄与が小さいプロセス…寄与が多いプロセスであっても…二次データの利用も認める」とあるが、本PCRは中間財なので、「中間財のライフサイクル全体のGHG総排出量に対する」とすべき。	中間財なので、その範囲での寄与で評価すべきだと思います。最終消費財に対する寄与が分かっている、それが小さい、あるいは一次データ収集が困難であるのならば、本PCRを作成する意味がなく、最終消費財のPCRを、作成するべきだと思う。	当該箇所の記述があることで、(7-3)などとの二重に規定になるため、事務局からの指示で記述を削除しました。
5	6-6	その他	【輸送に関する規定】のなかで、「原材料調達段階、生産段階における副資材の輸送および輸送距離1kmに満たない原料の輸送は算定対象外とする」とあるが、距離が分かれば短い距離だろうが計上すればよいし、シナリオも設定している訳なので、この文章は削除すべきではないかと。	ご近所からの輸送は、距離は分かるはずで、算定では(重量)×(距離)×(輸送原単位)であって、大きな負担とは思えませんので、PCRで、わざわざ記載する必要はないと思う。副資材の輸送についても、シナリオでもよいので、試算のエビデンスもなく算定対象外とするのは好ましくないと思う。	この規定を記した理由は、特に羽毛の原料調達は海外の複数の国で行うために国内に無い方法で輸送を行う可能性があることや、細かいデータを取得することが困難な場合があること、および短距離輸送では共通原単位にない輸送方法(フォークリフトなど)が考えられることです。しかし、ご意見の通り例え短距離でもよく試算する必要があるので、今回の申請では記載を見送りたいと思います。
6	7-2	データ収集項目	原材料として、いきなり「粗毛」から始まるのは如何なものか。鳥の飼育あるいは捕獲?から始まり、と殺プロセス、ブラッキングプロセスまでは算定対象とし、精肉との配分を行わなければならない。	負荷ゼロの原材料をどこからともなく拾ってくるのは、おかしいと思います。肉との配分は単に重量だけではなく、経済価値の観点からも十分に検討してください。たとえば、肉の価値が低い鳥があれば、全て羽毛側が負荷を計上することも考えられると思う。	現地生産者の認識や一般的な価値の差より粗毛は鶏肉の共製品ではなく廃棄物の再利用品であると考えるため、これらのプロセスはこのPCRの対象外としています。
7	7-2 7-3	データ収集項目 一次データ収集項目	バージン材とリサイクル(リユース)材について、明確に分けて記載すべき。	①と③で分かれているが、きちんとリサイクル(リユース)材と明記したほうがよいと思う。修正しても何ら問題ないです。	ご意見の通り修正します。

意見番号	NO.	該当項目	御意見の内容	御意見の理由	御意見に対する考え方
8	7-2③ 7-3③ 附属書A	データ収集項目 一次データ収集項目	「羽毛回収プロセス」は、「使用済み羽毛製品」から「羽毛を取り出すプロセス」からシステム境界に入れてしまうのは、「過剰評価」である「取り出した羽毛のリサイクル準備処理プロセス」以降の「(回収)輸送プロセス」を計上すればよい		ご意見の通り修正します。なお、羽毛のリサイクルでは通常製品から羽毛を取り出した後、前処理としての予備洗浄などをしないため、レビューアーに確認の上リサイクル段階の対象は輸送のみとしたいと思います。
9	7-4b)	一次データの収集方法および収集条件	「事業場」→「サイト」	他との整合	ご意見の通り修正します。
10	8-2	データ収集項目	原毛の投入量は、原材料調達段階 7-2項で記載すべきである。	生産段階で投入される量は生産工程で収集するためこの様な記載がされているのかもしれないが、検証書類には原毛の投入量の記載は必要ないと考えられるため、生産段階での記載は必要ない。残念ながら多くのPCRで未だにこの様な表記がされています。原材料調達段階で計上しなければならないのは、(原材料の単位重量当たりのGHG排出量)×(生産段階での原材料の投入量)です。よって、原材料調達段階で記載し、ダブルカウントを防ぐためにも、生産段階では記載しないが、あるべき姿だと思う。	ご意見の通り修正します。
11	8-2 8-3	データ収集項目 一次データ収集項目	(原案でいう)「燃料」、「電力」以外の「投入量(一部で使用量という表記)」は、原材料調達段階で計上したほうがよい	「CFP算定結果、表示検証申請書」の「データ入力と算出結果の詳細報告書」等と整合したほうがよい。	生産段階で使用している「薬剤」、「洗剤」、「用水」は完成品(「精毛」)の一部となったり、それに付属するものではないため、生産段階で計上したいと思います。
12	7-6 8-6	その他	【〜の特例】で統一されていない。	記載例等のルールに従って統一すべきである。	ご意見の通り修正します。
13	附属書A		ライフサイクルフロー図において、各プロセスでの投入物についての記載がない。	原材料調達段階での「梱包材」「薬品」、生産段階での「洗剤」「薬剤」「梱包材」等について、追記してください。フロー図は算定の基本となるものですから、しっかりと書きましょう。	ご意見の通り修正します。
14	附属書A		「原毛投入プロセス」は不要ではないか 「廃棄物処理プロセス」は、「廃棄物適正処理プロセス」とするか「リサイクル準備処理プロセス」と「焼却処理プロセス」等を分けて表記すべきである	「原毛」は「前除塵プロセス」に投入されればよい 4⑧では、正確に定義している	ご意見の通り修正します。 ご意見の通り修正します。
15	附属書A 4		「と殺プロセス」および「ブラッキングプロセス」を算定対象外とした理由がどこにも明記されていない	特に、「ブラッキング」は、わざわざ定義している(4④)	5-2に追記します。なお、ブラッキングを定義した理由は、精肉に関わるプロセスとこのPCRの対象プロセスが分岐する項目であるためです。
16	附属書C 附属書D		附属書Cの中で、附属書Dの輸送シナリオ設定の考え方に基づいていないものがある。	たとえば⑥廃棄物輸送の輸送手段が10トントラックとなっており、D2と不整合。同せい記載率も他の輸送よりも高い62%とD3記載の考えうる低めの数値と不整合。輸送シナリオ全体の見直しをすべき。考え方を無視するなら、附属書Dは不要。	記載ミスのためご意見の通り修正致します。
17	附属書C 附属書D D3		「附属書C」で規定したシナリオの設定の考え方が、「附属書D3」の表?であるというのは、整合性がないとしたいが、そもそも「附属書D3」の表が記載されていない	シナリオ使用による「過小評価」を避けるため、“あり得る低めの積載率”を設定するのが基本的な考え方ではないか	上と同じく修正します

意見番号	NO.	該当項目	御意見の内容	御意見の理由	御意見に対する考え方
18	全体		ブラッキングのプロセスまで、算定範囲に含まれていないが、最終製品の算定を行う場合は、ブラッキングまでのプロセスを計上するという認識でよいのか。	gate to gateのPCRになっているが、今後、鶏肉などのPCRを引用するの か。	意見番号6の通り、羽毛は精肉の副産物であると 考えています。そのため最終製品(羽毛布団な ど)の算定でも、ブラッキングなどは除外して、こ のPCRでの算定範囲のみの計上したいと思います 。ただし、どの段階から精肉のプロセスと分離 するか明確にするため、今後鶏肉などのPCRを引 用する必要はあると考えます。

※1 いただいた御意見のうち、本PCRに関係するもの以外については掲載しておりません。

※2 「考え方」については、報告日におけるものです。(PCRについては、その後のPCR認定委員会の審査を踏まえ、さらなる修正がなされることがありますので、あらかじめご了承ください。)

以上